

ID: 77

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	都市再生特別地区における計画道路がある場合の建築物の延べ面積の例外許可 (第52条第10項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第60条の2第4項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (容積率) 第52条 10 建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路(第42条第1項第4号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。)に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を第2項の前面道路とみなして、同項から第7項まで及び前項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。 (都市再生特別地区) 第60条の2 4 都市再生特別地区内の建築物については、当該都市再生特別地区に関する都市計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第52条第1項各号に掲げる数値(第57条の2第6項の規定により当該数値とみなされる特例容積率の限度の数値を含む。)とみなして、第52条の規定を適用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日